

情報化委員会規程

第1条 「日本農業経済学会会則」第15条に基づき、理事会の下に情報化委員会を設ける。

第2条 情報化委員会は、学会の国内外へ向けた情報発信力強化に関する事項を任務とする。

第3条 情報化委員会の委員は若干名の理事と会員によって構成し、常務理事会の議を経て会長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 情報化委員会の委員長は情報担当常務理事が務める。総務担当常務理事は当該委員長を補佐する。

第5条 情報化委員会は小委員会を組織することができる。

第6条 この規程の改正は理事会で決定し、総会に報告する。

附則

この規程は2012年7月8日から実施する。

附則

この規程は2016年3月29日から施行する。